

「三条市空家等対策計画」改定の概要

1 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づき平成 30 年 3 月に市が策定した空家等対策計画（以下、「計画」）の計画期間が令和 4 年度をもって終わることから、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条に基づき国が定める『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』の改正や、平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省）の結果、また、現計画策定以降の当市の空き家対策の取組内容を踏まえ、今後の市の空き家対策の方向性を示すとともに、対策の更なる強化・充実を図るため、計画を改定するもの

2 計画の概要

(1) 策定期間 令和 5 年 4 月

(2) 策定方法 三条市空家等審議会の意見を踏まえた上で市が策定

(3) 計画期間 令和 5 年度～11 年度（7 年間）

（空き家の指標となる住宅・土地統計調査を総務省が 5 年ごとに実施しており、次々回の調査が令和 10 年に実施されることから、その調査結果を検証・活用することを考慮して期間を設定）

3 現計画からの主な変更点

(1) 第 2 章 1 空家等の現状

平成 30 年の住宅・土地統計調査の結果を追加。また、平成 28 年に当市が行った空家実態調査から年月が経っていることから、その調査結果の記載を削除し、市民等からの情報提供により市が把握し更新している市内の空き家の状況を追加

(2) 第 2 章 2 空家等が発生する原因

令和元年に国土交通省が実施した「空家所有者実態調査」の結果や市に寄せられた相談内容から想定される空家等の発生原因を新たに追加

(3) 第 2 章 3 これまでの取組

令和 4 年 1 月に締結した「空家等対策の推進に関する連携協定」締結や令和 4 年度から進めている民間の外部人材を活用した総合的な空き家対策のそれぞれの取組、特定空家等解体費補助金の制度などを追加

(4) 第2章4 空家等の課題

空家等の現状やこれまでの取組を踏まえ、未然防止や流通促進、管理不全な空家等への対応など現況を踏まえた内容に更新

(5) 第3章 空家等対策の基本的方針 ～ 第5章 空家等対策の推進方策

これまでの方針を基本として、次の内容を追加

- ・発生の抑制について、セミナー等のイベントを通じた市民への意識啓発の強化、相談体制の充実、民間団体と連携した未然防止の促進等を図る。
- ・利活用の促進について、積極的な空家情報収集や民間団体との連携による空家バンクへの物件登録の促進のほか、新たに空家等活用促進地域の設定や移住促進住宅、若者向けシェアハウス支援等により更なる利活用の促進を図る。
- ・管理不全の空家等の解消について、特定空家等の解体に対する支援制度の充実や、市による緊急安全措置の検討を行う。
- ・実施体制の整備について、本市において令和4年10月に設立された「一般社団法人燕三条空き家活用プロジェクト」をはじめ、空き家対策に取り組む民間団体や連携協定締結団体等との連携強化を図る。